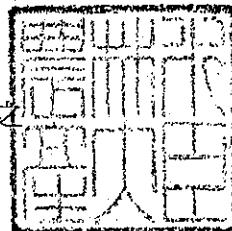


15 消安第3948号
平成15年12月8日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 龜井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる普通肥料の公定規格の設定又は変更をすること。

- 1 「焼成りん肥」の公定規格の変更
- 2 「混合汚泥複合肥料」の公定規格の設定
- 3 「^{ようせい}熔成汚泥灰複合肥料」の公定規格の設定

普通肥料の公定規格の設定又は変更に当たり意見を聴取する肥料の概要

| 肥料の種類 | 焼成りん肥 | 混合汚泥複合肥料 | 熔成汚泥灰複合肥料 |
|---------------|---|---|--|
| 申請者 | 小野田化学工業(株) | トモエ化学工業(株) | 三機工業(株) |
| 施用方法 | りん酸の供給及び 土壤酸度の矯正を目的として施用。 | 窒素、りん酸、加里等の供給を目的として施用。 | りん酸、加里等の供給を目的として施用。 |
| 特徴 | 主成分としてアルカリ分を40%以上含有していることが確認された肥料。 | 化成肥料と汚泥発酵肥料を混合し、造粒又は成形した肥料。 | 焼成汚泥肥料を熔融して金属類を除去した肥料。 |
| 成分 | 既に公定規格の定めがあるものであり、新たに肥料の主成分として、アルカリ分を40%以上含有していることが確認された。 | 主成分の含有量及びその効果は、既に公定規格の定めがある化成肥料と同等で、かつ、有害成分の含有量等は、既に公定規格の定めがある化成肥料及び汚泥発酵肥料と同等である。 | 主成分の含有量及びその効果は、既に公定規格の定めがある熔成りん肥、けい酸加里肥料と同等で、かつ、有害成分の含有量等は、既に公定規格の定めがある焼成汚泥肥料及び化成肥料と同等である。 |
| 公定規格の設定又は変更の案 | 別表1のとおり変更 | 別表2のとおり設定 | 別表3のとおり設定 |

【別表 1】

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量 (%) | 含有を許される有害成分の最大量 (%) | その他の制限事項 |
|-------|---------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 焼成りん肥 | く溶性りん酸 34.0 アルカリ分 40.0 | く溶性りん酸の含有率1.0%につき カドミウム 0.00015 | 212マイクロメートルの網ふるいを90%以上通過すること。 |

注： ____ 追加

【別表 2】

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量 (%) | 含有を許される有害成分の最大量 (%) | その他の制限事項 |
|--|---|---|--|
| 混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に汚泥発酵肥料（し尿汚泥肥料（し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したものに限る。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたものに限る。）を混合し、造粒又は成形したものを行う。） | 一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0 2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0 三 1 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 1.0 2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 1.0 3 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸 1.0 4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0 四 1 加里全量を保証 | 窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 硫青酸化物 0.005 ひ素 0.002 亜硝酸 0.02 ビウレット性窒素 0.01 スルファミン酸 0.005 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 チタン 0.02 水銀 0.00005 鉛 0.003 | 一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、原料として動植物質のものを使用したものであること。 三 原料としてく溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を併せて使用する普通肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 五 汚泥発酵肥料は、乾物として20%以下を使用すること。 |

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量(%) | 含有を許される有害成分の最大量(%) | その他の制限事項 |
|-------|---|--------------------|----------|
| | <p>するものにあつて は</p> <p>加里全量 1.0</p> <p>2 く溶性加里を保 証するものにあつ ては</p> <p>く溶性加里 1.0</p> <p>3 水溶性加里を保 証するものにあつ ては</p> <p>水溶性加里 1.0</p> <p>五 可溶性けい酸を保 証するものにあつ ては</p> <p>可溶性けい酸 10.0</p> <p>六 1 く溶性苦土を保 証するものにあつ ては</p> <p>く溶性苦土 1.0</p> <p>2 水溶性苦土を保 証するものにあつ ては</p> <p>水溶性苦土 1.0</p> <p>七 1 可溶性マンガン を保証するものに あつては</p> <p>可溶性マンガン 0.10</p> <p>2 く溶性マンガン を保証するものに あつては</p> <p>く溶性マンガン 0.10</p> <p>3 水溶性マンガン を保証するものに あつては</p> <p>水溶性マンガン 0.10</p> <p>八 1 く溶性ほう素を 保証するものにあ つては</p> <p>く溶性ほう素0.05</p> <p>2 水溶性ほう素を 保証するものにあ つては</p> <p>水溶性ほう素0.05</p> | | |

【別表 3】

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量(%) | 含有を許される有害成分の最大量(%) | その他の制限事項 |
|---|--|--|---|
| 熔成汚泥灰複合肥料(下水道の終末処理場から生ずる汚泥を焼成したものに肥料(汚泥肥料等を除く。)又は肥料原料(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を配合し、熔融して金属類を除去したものと云う。) | <p>一 く溶性りん酸 12.0 く溶性加里 1.0</p> <p>二 く溶性りん酸及びく溶性加里のほかアルカリ分、可溶性けい酸又はく溶性苦土を保証するものにあっては、一に掲げるもののほかアルカリ分については 40.0 可溶性けい酸については 10.0 く溶性苦土については 12.0</p> | <p>りん酸及び加里の主成分の量の合計量の含有率1.0%につき ヒ素 0.002 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 水銀 0.00005 鉛 0.003</p> | <p>一 2ミリメートルの網ふるいを全通すること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> |